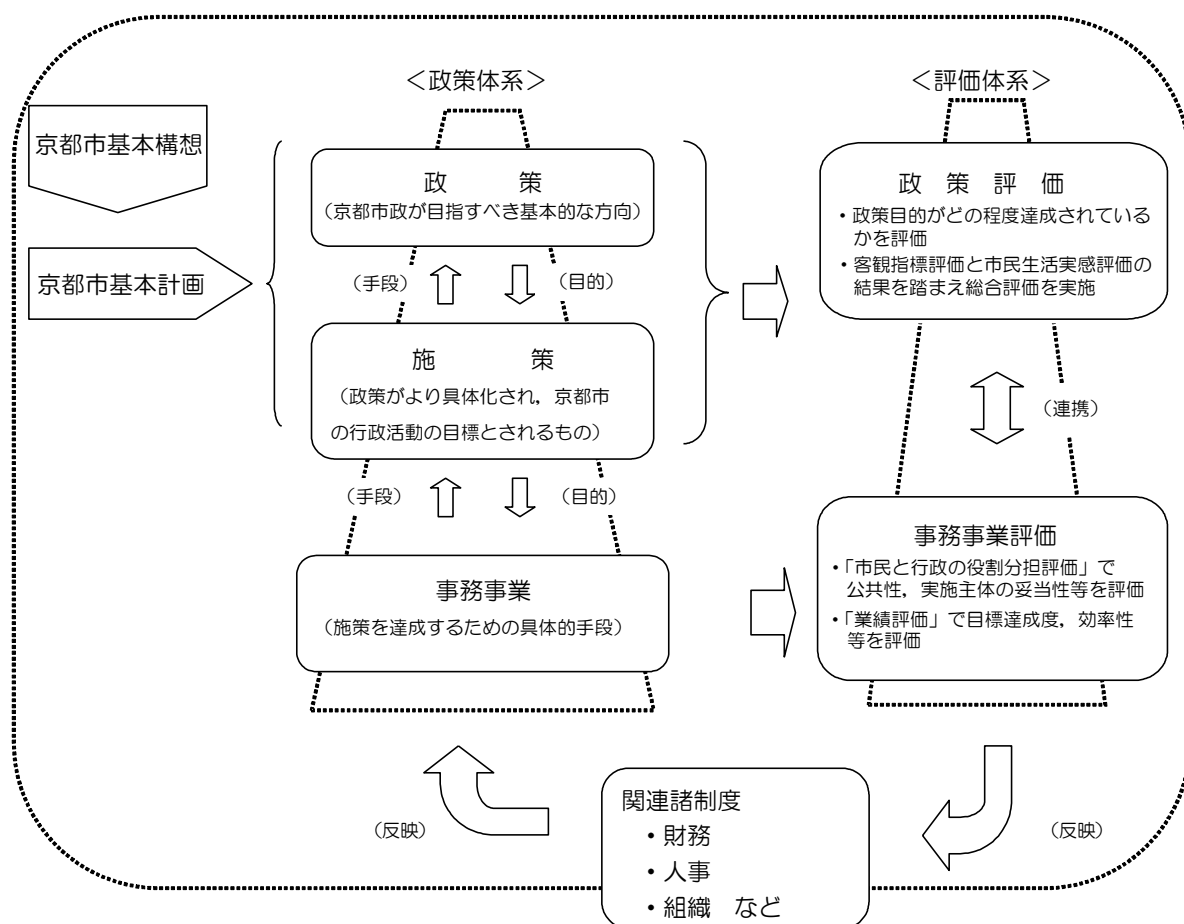


## 事務事業評価制度の位置付けについて

京都市では、平成13年2月に策定した「京都新世紀市政改革大綱」において、行政評価システムを市政改革の中核的な手法と位置付けて以来、同システムの構築に取り組んできました。平成19年6月に施行された「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例」（行政評価条例）においては、「積極的な活用の原則」として行政評価等の結果を企画立案や予算編成等に積極的に活用することが改めて規定され、平成22年12月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の「行政経営の大綱」においても、政策、施策、事務事業等の評価を行う行政評価をさらに充実させることが掲げられています。

本市の行政評価のうち、「政策評価」と「事務事業評価」は、下図のような関係にあります。



本市の政策体系は、京都市基本計画に基づき、「政策」－「施策」－「事務事業」というピラミッド構造になっています。「政策評価」は、この政策体系の中の「政策」－「施策」について政策目的がどの程度達成されているかを評価するものであり、政策目的の実現手段である「事務事業」が適切に執行されているかどうかを評価するのが「事務事業評価」です。

「事務事業評価」では、毎年9月に評価結果を公表のうえ、各事務事業所管局等において、「市民と行政の役割分担評価」や「業績評価」の評価結果などを参考にして、事務事業の課題やその対策、今後のあり方の検討を進め、毎年2月には翌年度予算案とともに、事務事業の「今後の方向性」を公表しています。